

水質検査〔管理型〕

○地下水・放流水等検査項目の水質検査

表1

検査対象 地下水検査項目	地下水の検査(年1回以上測定)		
	採取場所の略称	上流	下流
	採水年月日	平成 28年 11月 19日	平成 28年 11月 19日
	検査結果受理年月日	平成 29年 1月 6日	平成 29年 1月 6日
地下水検査項目	地下水基準値	検査値	検査値
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
総水銀	0.0005mg /㍺以下	<0.00005	<0.00005
カドミウム	0.003mg /㍺以下	<0.0003	<0.0003
鉛	0.01mg /㍺以下	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05mg /㍺以下	<0.005	<0.005
砒素	0.01mg /㍺以下	<0.001	0.001
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出
トリクロロエチレン	0.01mg /㍺以下	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg /㍺以下	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	0.02mg /㍺以下	<0.001	<0.001
四塩化炭素	0.002mg /㍺以下	<0.0002	<0.0002
ダイオキシン	1pg /㍺以下	0.063	0.063
1・2-ジクロロエタン	0.004mg /㍺以下	<0.0002	<0.0002
1・1-ジクロロエチレン	0.1mg /㍺以下	<0.001	<0.001
1・2-ジクロロエチレン	0.04mg /㍺以下	<0.001	<0.001
1・1・1-トリクロロエタン	1mg /㍺以下	<0.001	<0.001
1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg /㍺以下	<0.0002	<0.0002
1・3-ジクロロプロペン	0.002mg /㍺以下	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006mg /㍺以下	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg /㍺以下	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg /㍺以下	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg /㍺以下	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg /㍺以下	<0.001	<0.001
1・4-ジオキサン	0.05mg /㍺以下	<0.005	<0.005
塩化ビニルモノマー	0.002mg /㍺以下	<0.0002	<0.0002

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第2 及び ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 第1条第1項口

表2

作成日:平成 29年 1月 6日

検査対象 共同命令の検査項目	保有水(浸出水)の検査(廃止前2年間 BOD,pH,SS年4回以上、ダイオキシン年1回以上、他項目年2回以上測定)				
	採取場所の略称	H12.4月終了処分場 保有水口			
	採水年月日	平成 28年 11月 26日			
	検査結果受理年月日	平成 29年 1月 6日			
共同命令の検査項目	排水基準値	検査値	共同命令の検査項目	排水基準値	検査値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.1
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005mg /㍺以下	<0.0005	水素イオン濃度(海域)	5.0～9.0	――
カドミウム及びその化合物	0.03mg /㍺以下	<0.003	BOD	60mg /㍺以下	2.8
鉛及びその化合物	0.1mg /㍺以下	<0.01	COD	90mg /㍺以下	――
六価クロム及びその化合物	0.5mg /㍺以下	<0.05	SS	60mg /㍺以下	2.6
砒素及びその化合物	0.1mg /㍺以下	<0.001	N-ヘキサン抽出(鉱物油類)	5mg /㍺以下	<1.0
シアン及びその化合物	1mg /㍺以下	<0.1	〃 (動植物油脂類)	30mg /㍺以下	<1.0
PCB	0.003mg /㍺以下	<0.0005	フェノール類含有量	5mg /㍺以下	<0.1
トリクロロエチレン	0.1mg /㍺以下	<0.002	銅含有量	3mg /㍺以下	0.01
テトラクロロエチレン	0.1mg /㍺以下	<0.002	亜鉛含有量	2mg /㍺以下	0.16
ジクロロメタン	0.2mg /㍺以下	<0.002	溶解性鉄含有量	10mg /㍺以下	0.08
四塩化炭素	0.02mg /㍺以下	<0.002	溶解性マンガン含有量	10mg /㍺以下	0.03
ダイオキシン	10pg /㍺以下	0.0013	クロム含有量	2mg /㍺以下	<0.01
1・2-ジクロロエタン	0.04mg /㍺以下	<0.002	ふっ素及びその化合物	15mg /㍺以下	0.1
1・1-ジクロロエチレン	1.0mg /㍺以下	<0.002	ほう素及びその化合物	50mg /㍺以下	0.02
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg /㍺以下	<0.002	1・4-ジオキサン	10mg(暫定) /㍺以下	<0.05
1・1・1-トリクロロエタン	3mg /㍺以下	<0.002	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性硝酸×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素=200mg /㍺以下	0.3
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg /㍺以下	<0.002			
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg /㍺以下	<0.002			
チウラム	0.06mg /㍺以下	<0.006	大腸菌群数	3,000個 /ml以下	0
シマジン	0.03mg /㍺以下	<0.003	窒素含有量	60mg /㍺以下	――
チオベンカルブ	0.2mg /㍺以下	<0.02	燐含有量	8mg /㍺以下	――
ベンゼン	0.1mg /㍺以下	<0.002	1 BODの排水基準は、河川に排出する場合に適用され、CODは海域及び湖沼に排出する場合に適用されること。 2 窒素及び燐含有量は、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共水域に排出する場合に適用されること。		
セレン及びその化合物	0.1mg /㍺以下	<0.001			
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg /㍺以下	<0.1			

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第1 及び ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2下欄